

山梨県公報

第千八百七十六号

平成二十年

八月七日

木曜日

目次

告示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)……………四四九

公告

砂利採取業務主任者試験の実施……………四五二

換地処分の実施(二件)……………四五三

公安委員会

指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………四五三

警備員指導教育責任者講習の実施について……………四五三

正誤

平成二十年三月二十五日付号外第十一号中……………四五五

告示

山梨県告示第三百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年八月七日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

笛吹市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
里道				
急傾斜地の崩壊				次の図のとおり

猪原 1	向川 2	向川 1	新倉下	西村 2	西村 1	大日向 2	大日向 1	中芦川	沢の入	村中	新倉の2・新倉	新倉	天神原の2	南居村西割	天神原	北居村西割 2	北居村西割 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

(図面省略)

猪原 2	猪原 3	釜戸沢	里道川	鶯宿沢の入沢川	長久保沢	鶯宿新倉沢	中芦川里道川	中芦川沢の入沢川	門の木沢川	竹の久保沢	葎ヶ久保沢	ぬく原	カワホシ沢	ナシヤンクボ	宮ヶ入沢川	松尾沢川	中の入沢川	センド沢川
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

<p>二 土砂災害特別警戒区域</p>						
<p>市町村名</p>		<p>笛吹市</p>				
ナンマツ沢	沢妻川 1	沢妻川 2	沢妻川 3	中芦川向川	中芦川入沢川	鶯宿入沢 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
鶯宿入沢 2	鶯宿入沢 3					鶯宿入沢 1
土石流	土石流					土石流
<p>土砂災害特別警戒区域の発生原因となる自然現象の種類</p>						
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
<p>土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>						
<p>次の図のとおり (図面省略)</p>						

カワホシ沢	ぬく原	門の木沢川	長久保沢	猪原 3	猪原 2	猪原 1	向川 2	向川 1	新倉下	西村 2	西村 1	大日向 2	大日向 1	中芦川	沢の入	村中	新倉の2・新倉	新倉
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

ナシヤンクボ	中の入沢川	センド沢川	沢妻川 2	沢妻川 3	中芦川向川	鷺宿入沢 1	鷺宿入沢 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第三百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年八月七日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
鰍沢町	駅前通り2丁目	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
大通 1	駅前通り2丁目の	急傾斜地の崩壊	
2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名		土砂災害特別警戒区域の名称												
2	駅前通り2丁目の	柳沢	平沢	ニヤカ沢	中の沢	天白沢	長知沢の2	長知沢	駅前通り2丁目	長知沢2	長知沢1	大通の22	大通の21	大通2
	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次を図のとおり (図面省略)		土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項												

公 告

砂利採取業務主任者試験の実施											
平沢	ニヤカ沢	中の沢	長知沢の2	長知沢	駅前通り2丁目	長知沢2	長知沢1	大通の22	大通の21	大通2	大通1
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

● 砂利採取業務主任者試験の実施
 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
 平成二十年八月七日

一 試験日時
 平成二十年十一月十四日（金）午前十時から正午まで
 山梨県知事 横内正明

二 試験場所
 甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の提出方法

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

七 受験願書受付期間

平成二十年十月二十四日（金）から同年十一月七日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月七日までの消印のあるものは有効とする。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四二）に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業一宮北部地区の換地処分を平成二十年七月二十八日実施した。
平成二十年八月七日

山梨県知事 横内 正 明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業春日居第一地区の換地処分を平成二十年七月二十八日実施した。
平成二十年八月七日

山梨県知事 横内 正 明

公安委員会

山梨県公安委員会告示第九十九号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、財団法人山梨県交通安全協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十年八月七日

山梨県公安委員会
委員長 丸 茂 紀 彦

- 一 変更後の代表者の氏名 八木 吉治
- 二 変更年月日 平成二十年六月十二日

● 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
平成二十年八月七日

山梨県公安委員会
委員長 丸 茂 紀 彦

- 一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所
- 1 警備業務の区分及び実施日時

(一) 法第二十一条第一項第二号に規定する警備業務（以下、「二号警備業務」という。）
平成二十年九月九日（火）及び同月十日（水）の午前八時三十分から午後五時
まで

(二) 法第二十一条第一項第四号に規定する警備業務（以下、「四号警備業務」という。）
平成二十年十一月十一日（火）及び同月十二日（水）の午前八時三十分から午
後五時まで。ただし、十二日は午前八時三十分から午後一時までとする。

2 実施場所

甲府市宝一丁目二十一番二十号 山梨県農業共済会館二階研修室

二 受講定員

1 二号警備業務 三十人

2 四号警備業務 十人

三 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講を希望する講習に係る警備業務以外の警備業務
の区分に係る法第二十一条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下
「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習
等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下、「講習規則」という。）
第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下、「修了証明書」という。）
の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年
以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下
「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係る
ものに限る。以下、「一級検定」という。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書
（以下、「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。
以下、「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、
当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警
備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六
十一年国家公安委員会規則第五号。以下、「旧検定規則」という。）第一条第二項に
規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下、「旧一級検定」
という。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るもの
に限る。以下、「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合

格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているも
の
四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電
話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得する
こと（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。

(二) 事前申込受付期間

次に掲げる警備業務の区分ごとに行つ。

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に
達した場合は、受付を締め切る。

(1) 二号警備業務

平成二十年八月十八日（月）及び同月十九日（火）の午前九時から午後五時
まで

(2) 四号警備業務

平成二十年十月二十日（月）及び同月二十一日（火）の午前九時から午後五
時まで

2 受講申込手続

1 事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次に掲げる警備業務の区分
により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

(1) 二号警備業務

平成二十年八月二十日（水）から同月二十二日（金）までの午前九時から午
後五時まで

(2) 四号警備業務

平成二十年十月二十日（水）から同月二十四日（金）までの午前九時から
午後五時まで

(二) 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

(2) 写真（申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長
さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面
に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 一枚

(3) 資格者証又は修了証明書の写し

(4) 受講対象者のいずれかに該当することを疎明する次の書面

ア 三1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 三2に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

ウ 三3に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

エ 三4に該当する者

旧一級検定に係る合格証の写し

オ 三5に該当する者

旧二級検定に係る合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(5) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(三) 受講手数料

受講手数料は、受講申込書提出時に次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に相当する額面の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

(1) 二号警備業務 一万四千元

(2) 四号警備業務 一万円

(四) 受講申込書の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所地を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）に提出し、受理番号を申告すること。

ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会（所在地 甲府市宝一丁目二十一番二十号）に委託して行う。

六 修了証明書の交付

講習終了後、筆記の方法により修了審査を行い、合格者には修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習初日は、午前八時から午前八時二十分までに受付を済ませること。

2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。

3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせること。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十年三月二十五日山梨県選挙管理委員会規程第十一号（公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程）

一	上	終わりから四	「参議院議員選挙区選出議員」	「参議院選挙区選出議員」
---	---	--------	----------------	--------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番